倫理規程

第1条 (組織の使命)

特定非営利活動法人 Peace & Nature (以下「P&N」という)の設立目的に従い、環境に 豊かな社会の創造及び次世代のために貢献すべき重大な責務を認識し、それに相応しい事 業運営に当たる。

第2条 (社会的信用の維持)

P&N は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努める。

第3条 (法令等の遵守)

P&N は、関連法令及び定款、倫理規程その他の規程を遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営する。

第4条 (私的利益の禁止)

P&N の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しない。

第5条 (利益相反の防止及び開示)

P&N の役職員は、その職務の執行に際し、利益相反の可能性がある場合は、直ちに事実の開示その他 P&N が定める所定の手続に従う。

第6条 (情報開示及び説明責任)

P&N は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努める。

第7条 (個人情報の保護)

P&N は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に 十分配慮する。

第8条 (研鑽)

P&N の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努める。

第9条 (倫理委員会の設置と開催)

P&N は、倫理上の問題について訴え等があった場合又は委員長の判断により、倫理委員会 を開催し、審議の結果を理事会へ報告する。倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会 が決定する。

付 則

この規程は、2022年(令和4年)2月27日から施行する。